

# 令和4年度 第7回長崎地方最低賃金審議会

1. 開 会

2. 審議会会長挨拶

3. 議 題

(1) 令和5年度長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る意向表明について

(2) 令和4年度の事業場視察の評価、今後のあり方等について

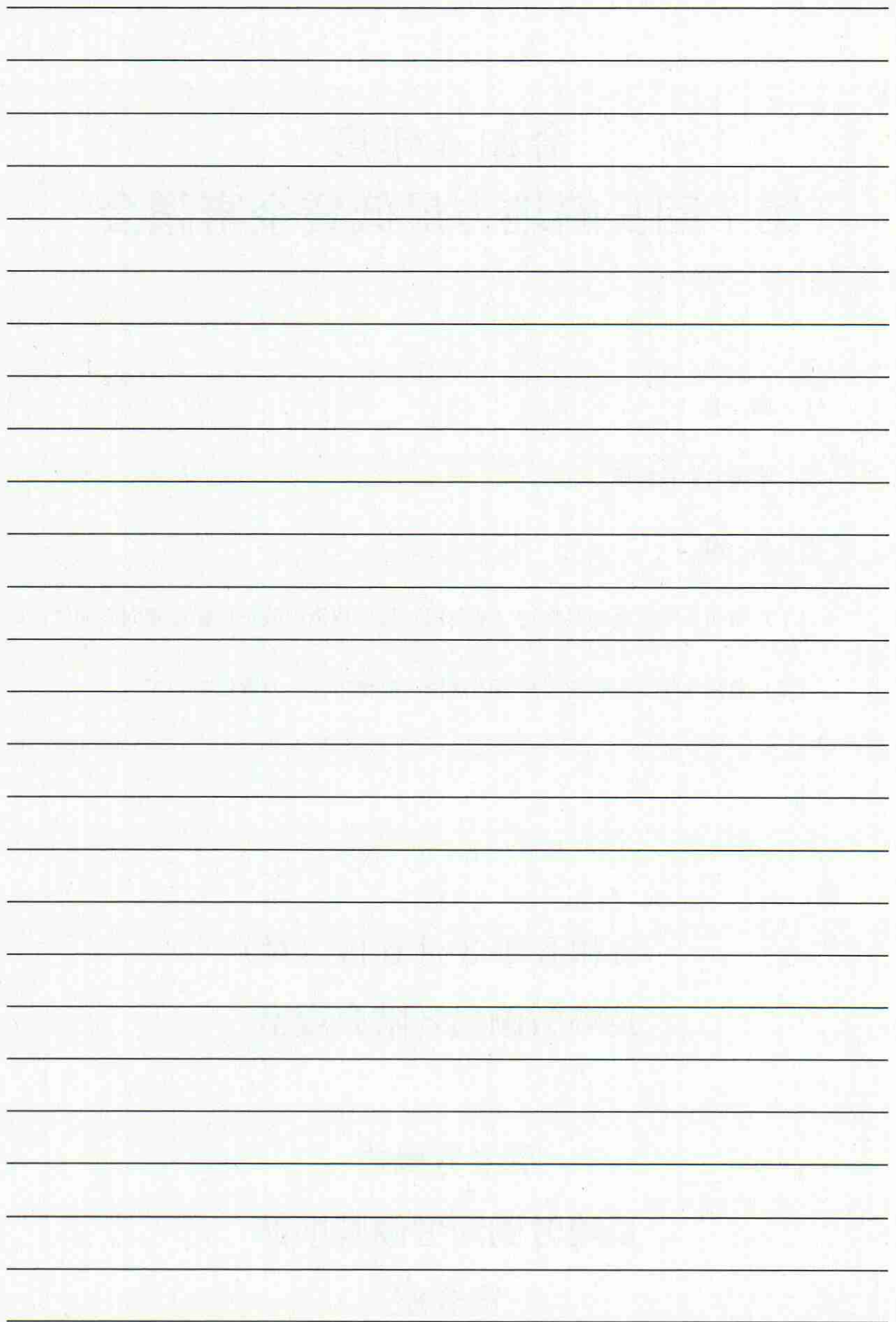
令和5年3月6日（月）

長崎労働局8階会議室

厚生労働省

長崎労働局労働基準部

賃金室



令和4年度  
第7回長崎地方最低賃金審議会

資 料

厚生労働省  
長崎労働局労働基準部  
賃金室

## 資料目次

資料番号	1	長崎県の最低賃金（リーフレット）	1
資料番号	2	業務改善助成金通常コースのご案内（リーフレット）	3
資料番号	3	賃上げ特設ページ（リーフレット）	5
資料番号	4	令和4年度審議会実績	7
資料番号	5	令和5年度の長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る 申出の意向表明	9
資料番号	6	特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明 （長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業）	11
資料番号	7	特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明 （長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業）	13
資料番号	8	特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明 （長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業）	15
資料番号	9	令和4年度の事業場視察の評価、今後のあり方等に係る 検討項目	17
資料番号	10	事業場実地視察の実施要領	19
資料番号	11	実地視察様式 事業主用	21
資料番号	12	実地視察様式 労働者用	25

（別冊） 長崎県の賃金事情



# 長崎県の最低賃金

長崎県  
最低賃金

1時間 **853**円  
効力発生日 令和4年10月8日

長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。  
ただし、下記の業種については、「**特定最低賃金**」が適用されます。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

特定最低賃金	最低賃金額（1時間）		適用範囲等
	効力発生日		
はん用機械器具、 生産用機械器具 製造業	<b>875</b> 円	令和元年12月7日	1 適用範囲 (1)はん用機械器具製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。) (2)生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラクタ製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業を除く。) 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ③書類等の事業所内集配又は複写の業務
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	<b>864</b> 円	令和3年12月29日	1 適用範囲 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。) (2)電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。) (3)情報通信機械器具製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
船舶製造・修理業、 船用機関製造業	<b>875</b> 円	令和元年11月29日	1 適用範囲 船舶製造・修理業、船用機関製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下の業務に主として従事する者。) 書類等の事業所内集配又は複写の業務
適用除外(3業種共通)	上記のほか次の労働者には「 <b>長崎県最低賃金</b> 」が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であつて、技能習得中のもの ③清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者		

- ※1 最低賃金には次の手当は算入されません。  
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時的賃金
- ※2 特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される「純粋持株会社」が含まれます。

令和4年度の特定最低賃金の改正はありませんでした。

あなたの賃金は大丈夫？

最低賃金特設サイト  
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは

厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室 ☎095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署へ





## 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

## 業務改善助成金（通常コース）とは

※申請期限：令和5年3月31日  
(事業完了期限：令和5年3月31日)事業内最低賃金の  
引き上げ設備投資等  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など業務改善助成金  
を支給中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、  
設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。

この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

## 改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

## 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引き上 げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者 A
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※10人以上の上限度区分は、&lt;特例事業者&gt;（裏面参照）が対象です。

## 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円 以上	3/4 (4/5)

・（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

・「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## 助成金支給の流れ

交付申請書・事業実施計画などを  
事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って  
事業を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



## 対象となる事業者

一般事業者：次のどちらにも該当する事業場

- ①日本国内に事業場を設置している中小企業事業者
- ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

特例事業者：一般事業者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する事業場  
また、②または③に該当すると助成対象経費が拡大します。

- ①事業場内最低賃金920円未満の事業場
- ②売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ③原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

## 助成対象経費の例

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

一部の  
特例事業者は  
助成対象経費が  
拡大されます！

## 助成対象経費が拡大！

特例事業者のうち、②または③の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

### 生産性向上に資する設備投資

- ・ 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。 B

### 関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



#### <生産性向上に資する設備投資>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配達できるようにデリバリー用3輪バイクを導入

#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

#### 関連する経費とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



## 注意事項・お問い合わせ

### 注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、令和5(2023)年3月31日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

#### 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



業務改善助成金 検索



# 賃金引き上げ 特設ページを開設!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。  
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

## 賃金引き上げ特設ページのメニュー

### MENU1

賃金引き上げに向けた  
取り組み事例の紹介

### MENU2

地域・業種・職種ごとの  
平均的な賃金検索機能

### MENU3

賃金引き上げに向けた  
政府の支援策の紹介

PICK UP!

## 地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

### 検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・ 加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>





# 賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介



## CASE 1

### 株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を発揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

#### COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 東京都台東区駒形
- 従業員数: 833名 (2022年4月現在)



## CASE 2

### 岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組み、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めていた年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

#### COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 長野県岡谷市
- 従業員数: 34名 (2022年12月現在)



## 主な支援策の紹介

1

業務改善助成金

2

キャリアアップ  
助成金

3

働き方改革  
推進支援センター

その他にも  
様々な支援策を  
ご用意

## ▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます!

お申込みは  
こちら





## 令和4年度の実績

令和4年度の実績	
<b>本 審</b>	<p>第1回 令和4年7月6日(水) 10:25~11:15</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県最低賃金の改正諮問について(諮問)</li> <li>・専門部会の設置等について</li> <li>・専門部会の決議について</li> <li>・参考人の意見聴取について</li> <li>・事業場実地視察について</li> <li>・審議会の公開について</li> <li>・審議日程等について</li> </ul> <p>※ 専門部会委員推薦公示、関係労使意見聴取公示(7/6~7/19)</p>
<b>事業場視察</b>	<p>令和4年7月15日(金) 13:58~15:20</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主による事業概要説明</li> <li>・工場視察</li> <li>・事業主との意見交換</li> <li>・労働者代表より意見聴取</li> </ul>
<b>本 審</b>	<p>第2回 令和4年8月1日(月) 8:56~10:15</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の審議日程について</li> <li>・長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)</li> <li>・専門部会委員の任命について</li> <li>・「令和4年賃金改定状況調査結果」等提出資料について</li> <li>・参考人の意見聴取について</li> <li>・事業場実地視察等結果報告</li> </ul>
<b>本 審</b>	<p>第3回 令和4年8月4日(木) 8:56~9:49</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央最低賃金審議会の目安答申について(目安伝達)</li> </ul>
<b>専門部会</b>	<p>第1回 令和4年8月4日(木) 10:00~12:06</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会長、部会長代理の選出</li> <li>・長崎県最低賃金専門部会運営規程について</li> <li>・長崎県最低賃金基礎調査結果について</li> <li>・長崎県最低賃金の改正について</li> </ul> <p>※ 労使各委員から基本的な考え方及び金額提示 公労・公使会議にて金額審議</p>
<b>専門部会</b>	<p>第2回 令和4年8月5日(金) 8:55~10:43</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県最低賃金の改正について</li> </ul> <p>※ 労使各委員から検討結果の報告、公労・公使会議にて金額審議</p>

**専門部会** 第3回 令和4年8月12日(金) 9:25~11:55

- ・長崎県最低賃金の改正について
- ※ 労使各委員から検討結果の報告、公労・公使会議にて金額審議(採決)

**本 審** 第4回 令和4年8月12日(金) 13:27~13:45

- ・専門部会報告 (採決)
- ・長崎県最低賃金の改正について(答申)
- ※ 異議申出に関する公示(8/12~8/29)

**本 審** 第5回 令和4年8月30日(火) 9:00~11:45

- ・最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問・答申)
- ・長崎県特定(産業別)最低賃金改正に係る参考人意見聴取について
- ・長崎県特定(産業別)最低賃金改正の必要性の有無について

**本 審** 第6回 令和4年9月2日(金) 13:25~14:58

- ・特定最賃改正の必要性の有無について(答申)
- ・その他(業務改善助成金について)

**本 審** 第7回 令和5年3月6日(月)

- ・特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明について
- ・資料説明
- ・令和4年度の事業場視察の評価、今後のあり方等について



## 令和5年度の長崎県特定(産業別)最低賃金の改正に係る申出の意向表明

事項	産業	長崎県はん用機械器具、 生産用機械器具製造業	長崎県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	長崎県船舶製造・修理業、 船用機関製造業
1. 申出者		日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部 委員長 中川 俊紀	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合 連合会 長崎地域協議会 議長 長田 徳幸	日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部 委員長 中川 俊紀
2. 意向表明日		令和5年2月1日	令和5年2月1日	令和5年2月1日
3. 申出内容・理由 等		長崎県内のはん用機械器具、生産用機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。	長崎県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。	長崎県内の船舶製造・修理業、船用機関製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における船舶製造・修理業、船用機関製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。
4. 申出の時期		令和5年7月上旬	令和5年7月上旬	令和5年7月上旬

## ※産業別3業種の最低賃金の適用労働者数等

	令和5年度	前年度
長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金	6,625名	6,703名
長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	6,561名	6,790名
長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	7,447名	7,976名

(平成28年センサス情報をもとに、T S R情報、令和4年度実施の最低賃金基礎調査により把握した事業場廃止情報等により修正し、令和5年1月20日に作成・報告した。)





令和5年2月1日

長崎労働局長  
小城 英樹 様

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部

委員長 中川 俊紘

(長崎県長崎市水の浦町1-1 TEL095-828-7403)

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明  
します。

記

- 1 特定最低賃金改定の件名  
長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業
- 2 申出の理由等  
長崎県内のはん用機械器具、生産用機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。
- 3 申出の時期  
令和5年7月上旬







令和5年2月1日

長崎労働局長  
小城 英樹 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合  
長崎地域協議会 議長 長田 徳  
(時津町浜田郷 517-7 TEL095-865-7

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1. 特定最低賃金改定の件名  
長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
2. 申出の理由等  
長崎県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。
3. 申出の時期  
令和5年7月上旬

以上







令和5年2月1日

長崎労働局長  
小城 英樹 様

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部

委員長 中川 俊純

(長崎県長崎市水の浦町1-1 TEL095-828-7403)

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明  
します。

記

- 1 特定最低賃金改定の件名  
長崎県船舶製造・修理業，船用機関製造業
- 2 申出の理由等  
長崎県内の船舶製造・修理業，船用機関製造業における企業間、地域間、  
組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における船  
舶製造・修理業，船用機関製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当  
該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとして  
いる。
- 3 申出の時期  
令和5年7月上旬







## 令和4年度の事業場への視察等の評価と今後のあり方について

## 1-1 実地視察の評価について(実施要領より)

- ・ 事業場数
- ・ メンバー構成
- ・ 実施時期

## 1-2 実地視察の実施方法等について

- ・ 工場内の視察の方法
- ・ 事業主との意見交換の方法
- ・ 労働者からの意見聴取の方法
- ・ 所要時間
- ・ その他

## 2 書面によるヒアリングの評価について(実施要領より)

- ・ 事業場数
- ・ 調査票の聴取項目
- ・ 書面ヒアリング取りまとめ結果(有用性及び必要性)
- ・ 労働者側からの調査票の収集(実地視察事業場も含む)





## 事業場実地視察の実施要領

## 1. 趣旨等

- ・ 長崎地方最低賃金審議会委員が直接事業場を訪問し、最低賃金改正の調査審議に資する有益な情報を収集することを目的とする。
- ・ 視察先は地域別最低賃金適用事業場を対象とする。
- ・ 情報収集は事業場への直接訪問(実地視察)と書面によるヒアリングの2本立てとする。

## 2. 実地視察

- ・ 事業所数：1
- ・ 実施方法：長崎地方最低賃金審議会委員による事業場訪問。
- ・ メンバーの構成：公労使各側から複数名、および事務局。
- ・ あらかじめ調査票により概要を把握しヒアリングを実施。
- ・ 実施の時期は、第1回本審の後、第1回専門部会開催までの間とする。

## 要点：

- ・ 視察の結果は専門部会での議論に活用できるよう本審にて報告する。
- ・ 少人数での訪問により視察事業場の負担を軽減する。
- ・ 視察先が確保できない場合は、書面でのヒアリングに切り替える。

## 3. 書面によるヒアリング

- ・ 事業場数：1
- ・ 調査票を送付し概要を把握する。
- ・ 事務局は回収した調査票を点検、必要に応じ補充確認を行う。
- ・ 調査票による情報収集の結果は、本審に報告する。

## 要点：

- ・ 実地視察先とは異なる業種、業態の事業場を選定し、情報収集する。

## 4. 代替措置

- ・ コロナ禍などにより「事業場視察」ができない場合、書面によるヒアリングに変更する。

## 5. その他

- ・ 今年度の事業場実地視察の評価、今後のあり方等の検討は、運営小委員会を設置していない従来の方法を踏襲し、本審にて検討することとする。





## 長崎県最低賃金に係るヒアリング

## 事業主用

この意見票に記入された事項については、長崎地方最低賃金審議会の審議の参考とすること以外に、他の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

事業所等 名称	所在地	電話 ( )	労働組合 の有無	有 ・ 無
事業所 の事業 内容				

注：各事項については、わかる範囲で記入いただければ結構です。また、記入日時点での状況を記載してください。

## 1 貴社の景況について

(1) 現 況	(2) 今後の見通し
良い      不変      悪い	良い      不変      悪い
(その理由)	(その理由)

## 2 業界全体の景況について

(1) 現 況	(2) 今後の見通し
良い      不変      悪い	良い      不変      悪い
(その理由)	(その理由)

## 3 労働時間・休日について

- (1) 1日の労働時間 \_\_\_\_\_ 時間 週の労働時間 \_\_\_\_\_ 時間  
 (2) 週休日 \_\_\_\_\_ 日/週 年間休日日数 \_\_\_\_\_ 日/年  
 (3) 時間外労働数(平均) \_\_\_\_\_ 時間  
     うち、正社員 \_\_\_\_\_ 時間  
     正社員以外 \_\_\_\_\_ 時間

## 4 労働者について

- (1) 年齢別  
 17歳以下 \_\_\_\_\_ 人  
 18歳～59歳 \_\_\_\_\_ 人  
 60歳～64歳 \_\_\_\_\_ 人  
 65歳以上 \_\_\_\_\_ 人
- (2) 雇用形態別  
 常用 \_\_\_\_\_ 人  
 パート・アルバイト \_\_\_\_\_ 人  
 派遣労働者 \_\_\_\_\_ 人  
 その他 \_\_\_\_\_ 人

## 5 新規学卒者の採用状況について

本年度の新規採用の有無 有 ( \_\_\_\_\_ 人) ・ 無

有の場合、初任給の状況

- イ 中卒 ( \_\_\_\_\_ 人) 月額・日額・時間額 \_\_\_\_\_ 円  
 ロ 高卒 ( \_\_\_\_\_ 人) 月額・日額・時間額 \_\_\_\_\_ 円  
 ハ 大卒 ( \_\_\_\_\_ 人) 月額・日額・時間額 \_\_\_\_\_ 円  
 ニ ( \_\_\_\_\_ ) ( \_\_\_\_\_ 人) 月額・日額・時間額 \_\_\_\_\_ 円

## 6 貴事業場で賃金が低位にある労働者(パート含む)の状況について

労働者 番号	職 種 職務の内容	性別		賃金形態			賃 金 額	年 齢	勤続 年数	雇用形態	
		男	女	月給	日給	時給				常用	パート等
1				月給	日給	時給					
2				月給	日給	時給					
3				月給	日給	時給					
4				月給	日給	時給					
5				月給	日給	時給					

## 7 賃金引上げの状況(定期昇給・ベースアップ・一時金)について

- (1) 定期昇給の有無 有 ・ 無  
 有の場合、昇給の率(額)等 ( \_\_\_\_\_ )  
 対象者 ( 正社員のみ・全ての労働者・その他 ( \_\_\_\_\_ ) )



- (2) ベースアップの有無 有 ・ 無  
 有の場合、時期 ( 4月 5月 6月 )  
 引上げ率 平均 \_\_\_\_\_ %  
 対象者 ( 正社員のみ・全ての労働者・その他 ( ) )

### 8 貴事業場の賃金水準について

(1) 地域のほかの産業と比較して

高い	普通	低い
----	----	----

(2) 地域の同業他社と比較して

高い	普通	低い
----	----	----

### 9 生産性向上(収益率UP)の取組状況

行っている	行っていない
-------	--------

行っている場合、その内容及びその成果について

--

### 10 長崎県最低賃金に関するご意見等

(1) 長崎県最低賃金(現行時間額821円)についてどう思いますか

高い	妥当	低い	その他

(2) 最低賃金はいくら位が適当だと思いますか

時間額	円	その理由

(3) 現行最低賃金の改定に関する意見

--

(4) 最低賃金の改定による個々の労働者への賃金への影響はありますか

イ ある

その理由

ロ ない

その理由

#### 11 その他意見・要望等

国、地方自治体が行う支援策(補助金、助成金など)や税制の優遇措置など何でも結構です。

☆ご回答ありがとうございました。

問合せ・提出先

〒850-0033 長崎万才町 7-1 TBM 長崎ビル 6 階

長崎労働局賃金室

電話 095 (801) 0033

担当 平野詠之 木場孝行

長崎県最低賃金に係るヒアリング  
労働者用

※この意見票に記入された事項については、長崎地方最低賃金審議会の参考とすること以外に、他の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

※選択または記入にて回答をお願いします。  
※記入に当たっては、他の労働者の意見も聞くなど、労働者全体の意見を集約した内容を回答されるようお願いします。

労働組合の有無          有 ・ 無

あなた（記入者）の労働組合（または事業場）での地位・役職（                  ）

1 労働者側の目から見た、自社の経営状況について

--	--

2 労働者側の目から見た、同種業界の景況について

--	--

3 今年の定期昇給とベースアップについて

(1) 定期昇給はありましたか

あり	なし	今後予定
----	----	------

【用語解説】

「定期昇給」とは、毎年企業が決めた時期に実施される昇給のことをいいます。

「ベースアップ」とは雇用者の基本給の水準が引き上がることをいいます。

(2) ベースアップの有無、要求額（率）とその根拠について

要求の有無

イ 要求した

要求額	円	%	時間額	円
その根拠				

ロ 要求していない



(3) 上記(2)で要求した場合の妥結状況について

--

4 長崎県最低賃金(現行時間額821円)についてどう思いますか

高い	妥当	低い	その他

5 最低賃金はいくら位が妥当と思いますか

時間額	円	その理由

6 最低賃金の改定による個々の労働者への賃金への影響はありますか

イ ある

その理由	

ロ ない

その理由	

7 最低賃金に関する意見・要望等についてご意見を願います。

その理由	

☆ご回答ありがとうございました。

この意見票は同封の返信用封筒にて当賃金室へ直接ご返送ください。

問合せ・提出先 〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階 長崎労働局賃金室 電話095(801)0033 担当 平野詠之 木場孝行
--